



新成人の皆様へ

20歳になったら国民年金に加入しましょう。

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどに年金を支給し、おもいがけない人生の『万一』もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

■義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

■保険料の猶予・免除

学生の方や、収入が少ないために国民年金保険料の納付が出来ない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる『学生納付特例制度』、30歳未満の方を対象とした『若年者納付猶予制度』などがあります。

【お問い合わせ先】

鹿屋年金事務所

☎0994・42・5121